

目的	取組の方向性	取組により実現したいこと	取組事項	①取組のビジョン	②想定する実施事項	③取組の現状	④ビジョン実現に向けた取組要因	⑤懸念事項	現状確認の可否	国動向との整合（要請） 実施機関	実施担当課	
利用者の視点で質の高いサービスを創出できる活力ある市役所	「意識を変え」ための取組	職員一人ひとりDXの必要性と有用性を理解し、デジタル技術を手段として積極的に活用できる	DX実施実行に至るまでの動機形成	・意識啓発から、機種の実行までが滞ることで、実行されるDX機種の拡大を図るため	<b>職員のDXに対する意識啓発から実行に至るまでの動機形成を促すとともに、その実行を支援する。</b> <b>■DX実施実行に向けた内発的動機付け【DX研修】</b> →定例から取り組んでいるDXの必要性を啓発するための研修や庁内報による意識啓発を継続して実施する。 <b>■DX実施の実行に向けた外発的動機付け【相違目標との運動】</b> →対象課の年間相違目標に、DX計画のアクションプランに紐づく事業を1つ以上設定することとする。 <b>【予算編成との運動】</b> →DX推進課が、各課のDX関連事業の予算要求や、実行する事業の検討を支援する。	・DXへの意識を醸成するため、研修や公開取組はすでに実施している。 ・一方で、各課でDX機種が実行されている状態ではない。 <意識を醸成するための取組> ・民間企業との協働により講演会及び技術体験会 ・デジタル推進委員（約35名）向け説明会 ・DXマカソン（庁内広報誌）による成功事例の共有	・意識醸成のための取組は、職員からの反応がよく、DXの必要性を理解させる、という点において一定の成果を挙げている。 ・しかしながら、各課のアクションに繋がっていないということは、意識醸成に限らず、各課にとってDXの取組を進めることの優先順位を高めるような仕掛けが必要である。 ・現状、DXの取組は、各課の組織目標や予算事業に含まれていないため、業務上の優先順位は高くない。	・庁内の目標管理制度が、部門によって違うため、各部門との含意形成に努力を要する。そのため、検討部会や推進本部などの情報も活用しながら、理解を促されるようにする。 ・実施計画策定、予算編成要領への組み込みについては企画調整課、財政課と調整を要す。	—		DX推進部局（DX推進室）	
		職員が安心してDXに取組める環境があり、組織全体にDXの取組が浸透している。	相談内容の高度化と支援体制の強化	・各課が、業務の上流（業務の在り方・業務自体の要否）から、抜本的に見直しを図る機会を増やす <b>■相談に対する支援体制を強化するための取組【DX推進部局による併走型の支援】</b> →一部専門に担当者を配置し、併走型の支援を展開する。 <b>【外部専門人材の活用】</b> →専門的な領域に対するアドバイスを高度化するために民間の専門人材を登用する。 ※計画本編作成段階で、各取組にキャッチコピーを設定する。本取組事項には、「システム導入の相談から、業務及びサービスの在り方の相談へのシフト」と命名する。	・令和4年4月に「デジタル相談箱」を設置。現時点で60件の相談に対応（解決済み、継続、保留あり） ・DX推進室に民間専門人材を配置 ・DX推進室に部局担当者を配置し、併走型の支援を展開 <変えた意識> 「業務の上流段階は課内で検討した上で、その解決手法となるデジタル技術についてのみDX推進室に相談するものだ、という意識」 ・DX推進室に相談したとしても解決できないだろう、という期待の薄さ	相談内容はほぼほぼほぼ既存システムの不具合であったり、単なるシステム導入に関するものである。 そのことから、以下の可能性が考えられる。 ア) 業務の上流段階で相談すべきものと認識されていない イ) DX推進室に対する期待が小さい ウ) そもそも職員の改善意識が不足している 併走型の支援と称しているが、DX推進室各メンバーの能力にもそれぞれ違いや限界があることから、室員の能力向上も必要（支援する側の能力向上）	・現DX推進部局の体制が慣習的なものであるとはならないため、継続した取組をどのように担保しているのか、組織の優先度からして、一定程度表にのっただら、縮小していく可能性がある。 ・そのことから、即ちも見据えた効率的な体制の構築が必要となる。	相談箱に寄せられた60件の相談内容の整理	—		DX推進部局（DX推進室）	
	「業務の仕方を変え」ための取組	デジタル技術を活用して、業務の生産性を高めるとともに、事務効率化によって生み出された時間を更なる市民サービスの向上に繋げる	業務の自動化促進	・人によって行われている定型的な入力や転記業務の作業を自動化することで、職員の負担を軽減する。 ・それにより生み出された時間をクリエイティブな発想を要する業務に充てたり、人しかできない政策形成の時間に充てられるようになる。	<b>既存の業務に対するBPRを実施することで、業務プロセスを簡略化するとともに、AI・OCRやRPAを活用して業務ごとの負荷を軽減する。</b> 【AI・OCR、RPAの活用】 →定期的な入力作業や転記作業をロボットにより自動化することで作業負担を軽減し時間を生み出す。 →導入を目的にするのではなく、そもそも目的の確認、業務フローの見直しといったBPRを徹底する。	・令和4年度に13事業程度を選定し、現在構築中。今後も広がっていく予定。 ・紙で受付、職員がExcel等に入力している。 ・データ化した情報を手作業で他システムへ転記している。	・AI・OCRは人によるチェックも必要になるため、件数や内容によっては、人手をかけた方がよい場合もあり。 ・RPAはシステムとの相性あり、システム側のバージョンが変わるとシナリオを作り直す必要あり。 ・シナリオ作成が属人化しがち。（野良RPA化） ・庁内のライセンス管理の手法の確立を要す。 ・導入時には各課の担当職員に相当な負担がかかる。	・そもそもAI・OCRについては、情報がデータで取得できればいいことと、RPAはデータ連携している必要ないことを踏まえると、両ツールは完全なデジタル化までの壁にすぎない。 ・一方、完全なデジタル化は現実的に難しいところもあることから、そこに至るまでの代替措置ということも理解したうえで、導入を進めていく必要あり。 ・上記を踏まえると、システム関連の取組や庁内データ連携基盤の構築に向けた取組を加速させる必要あり？	・AI・OCR、RPAを導入している課の一元化	—		全課対象
		相談業務の効率化	利用者がいつでも求めている答えを得られる	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	—		検討中
業務情報のデータベース化		すべてのデータの所在が1分以内に分かる	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	—		検討中
コミュニケーションのオンライン化	感染症の流行等、庁舎に入出できなくても滞りなく業務が進む	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	—		検討中	

目的	取組の方向性	取組により実現したいこと	取組事項	①取組のビジョン	②想定する実施事項	③取組の現状	④ビジョン実現に向けた取組要因	⑤懸念事項	現状確認の箇所	国動向との整合（要請） 実施機展	実施担当課
なる	「働き方を考える」ための取組	職員が個々の能力を発揮できる多様な働き方ができ、仕事にやりがいがある	業務効率を最大化できる労働環境・ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務遂行上無用な場所の制約を撤廃することで、出張中や新型コロナウイルスの外出制限期間中などにおける業務効率の最大化を図る。</li> <li>テレワーク可能な環境を構築しておくことで、災害や感染症発生など、有事の際のレジリエンスを向上させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■最大効率を発揮できる環境の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>【効率向上のための新たな働き方モデルの開発】</li> <li>→従来、出張や育児等でやむを得ず業務に充てられなかった時間を、テレワーク等を活用することで業務に充てられるようにする。</li> </ul> </li> <li>■新たな労働環境を活用するための新たなスキル装着               <ul style="list-style-type: none"> <li>【管理職向け研修】</li> <li>→テレワーク環境等、管理職の目が届かない場所でも仕事を遂行する部下の業務を、適切に管理するために、業務を分解して作業レベルで仕事を依頼するための能力を装着する。</li> <li>→業務特性に応じて、最適な労働環境をデザインする能力を新たに装着する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「在宅勤務実施要項」に基づき、試行的に実施している。（あくまで在宅勤務のみ、サテライトオフィス、モバイルワークは含まれていない。）</li> <li>・届られたライセンスでテレワークシステムを導入している。</li> <li>・紙を中心とした業務が多いため、テレワークできる業務の範囲が狭い。そのため、テレワーク実施の必要生が限定的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■管理職のスキル視点での取組要因               <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職にとってテレワーク下の職員の労働管理が難しい。</li> <li>・それは、管理職がタスクレベルまで業務を分解して、部下に要求する、という仕事の依頼の仕方が適していないため、自業の成果ではない、作業に活動している要を確認することで職員を評価してきたから。</li> </ul> </li> <li>■テレワークの必要性の再考               <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事課をはじめとして、テレワーク推進は、福利厚生の一環として認識されているため、優先度が低く予算がつかづらい。</li> <li>・一方で、現状維持を続けていても発展性がない。（テレワークを実施することで得られるはずの便益を享受できない、新規採用に悪影響を及ぼす）</li> <li>（そのため、「出張時」や「コロナの外出制限期間」の業務確保を主目的として、テレワークを推進することで、職員（特に管理職）に便益を感じてもらうとともに、成功体験を積ませる。）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事課は育児や介護に限らず、必要最低限で実施したい意向あり。（働き方改革の意図は高くない）</li> <li>・より、実施できる業務を広げるにはペーパーレス化、ハンコレスなど総合的な業務の見直しが必要不可欠</li> <li>・実施に際して必要な以下の点も取り組んでいく必要がある。</li> <li>→セキュリティの確保</li> <li>→ネットワークへの不正アクセス対策</li> <li>→サーバー（や）パソコン端末からの情報漏洩対策</li> <li>→コンピュータウイルスへの対応</li> <li>→コミュニケーションの確保・充実化（メール、チャットツール、Web会議用） など。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク試行実施結果報告書確認（人事課作成）</li> <li>・R4.9実施、一歩職へのテレワークアンケートの結果分析（人事課実施）</li> <li>・R4.実施予定、管理職へのテレワークアンケートの結果分析（DX推進室実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022年6月7日閣議決定）抜粋</li> <li>・自治体DX推進計画（総務省）</li> <li>・地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き（令和3年4月）</li> </ul>	人事課、情報政策課、DX推進室 テレワーク実施課
			業務効率向上に資するペーパーレス化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の検索性の向上、出張先でもできる業務の制約撤廃等により、職員の業務効率を向上させるため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【データでの情報管理の推進】</li> <li>→業務で利用するデータは基本的な紙ではなく、データで管理することで、外出先等でもできる業務の幅を広げる。</li> <li>【オフィス環境の整備】</li> <li>→紙の撤廃等を前提とするスペースを限定することで、紙の資料が発生しづらい環境をつくる。</li> <li>【電子決済の導入】</li> <li>→決裁者が出張中でも業務を滞りなく進めるため、電子決裁システムを導入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁議、副部長会議でペーパーレス会議を実施</li> <li>・庁内各部署やノートPC配布部署について、ペーパーレス会議を実施している。</li> <li>・文書管理システムにより電子決済を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■内部プロセス視点での取組要因               <ul style="list-style-type: none"> <li>紙を中心とした業務が多く、テレワークできる業務の範囲が狭い</li> <li>・それは、情報をデータ化して管理することに慣れておらず、情報のデータ管理が進んでいないため</li> <li>・また、オフィスの設備（個人用キヤベネット、ドックファイル等）や、会議ルールの対面会議、印刷必須）が紙で業務することを前提に設計されていることで、各人が「紙の方が仕事早い」と感じやすい環境になっているため</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムによっては（財務会計システム）では電子決裁できない</li> <li>・紙の方が効果的な場合もある。</li> <li>・数あるペーパーレス化のシートのうち取り組みやすい項目を示し（例、ペーパーレス会議の促進など）、重点的に取組を進めることで、まずはペーパーレスになれるという仕掛けはしてはどうか。</li> </ul>	電子決裁の測定	—	全課対象
便利さを実現するための取組	生活を支えるサービスが充実している	住民サービスのデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜住民視点＞</li> <li>・サービス利用のハードルを下げることで、多くの住民にサービスを行きわたらせるため</li> <li>・人力では実現困難だったサービスを実現させるため</li> <li>・紙や冊子などによるサービス提供に比べて、安価かつ紙や冊子で多くの情報を得ることができる</li> <li>＜職員視点＞</li> <li>・各種手続の受付処理・管理における職員の業務効率を向上させるため</li> <li>・容易にデータの掛け合わせができるようにすることで、住民にとっての新たな価値を提供できるようにするため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a)住民向けサービスのインターフェースのデジタル化をとおしに、その手続の受理プロセスを、紙による手続を前提とした従来のものから、デジタルによる手続を前提としたものに刷新する</li> <li>b)従来、部市による公助や市による共助だけでは、手が回らなかった新たな住民向けサービスを検討する</li> <li>c)デジタル化された住民向けサービスから取組まれた利用者のデータや利用者のログをさらなるサービスの高度化に向けて利活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検計中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検計中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検計中</li> </ul>	—	検計中		
		マイナンバーカードの普及活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が生活上に資するサービスを受けられやすくなるための土台が整う</li> <li>・公的個人認証による本人確認で民間サービスも利用できるようになるため</li> <li>・公金口座受取がスムーズに受領できるため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【活用環境の整備】</li> <li>・健康保険証としての利用、スマホ搭載、運転免許証としての利用（顔）など、国が提供する機能を生かしながら、マイナンバーカードを用いた手続のオンライン申請に対応できる環境を拡充するなど利便性を活かせる環境を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が展開するマイナンバー推進事業の実施</li> <li>・コンビニ交付時の公的個人認証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進部署の体制が整っていないこと、国の施策に対応するにとどまっている。</li> <li>・申請したマイナンバーカードを受取るために庁舎に行く必要がある</li> <li>・15歳未満の住民は保護者同伴で庁舎に受取りに行く必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体独自の施策としてどこまで実施するか（デジタル化が進める取組に呼応するだけでも効果があること想定する） 運転免許証化など。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022年6月7日閣議決定）</li> <li>・自治体DX推進計画（総務省）</li> </ul>	DX推進部局 (DX推進室)	
		いつでもどこでも簡単にスマートフォン等で手続きを完了することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が家に行政手続を行える</li> <li>・「住民の利便性の向上」と「行政運営の効率化・効率化」に繋げる。</li> <li>・利用職中心の行政サービス改革を徹底し、利用者から見て一連のサービス全体が、「すぐ使えて」「簡単に」「便利」であることを実現し、住民のいては自治体もメリットを享受できる環境を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜新都市で想定するサービス＞</li> <li>・SNSサービスを活用した相談システム</li> <li>・母子健康手帳アプリ</li> <li>・医療健康アプリ</li> <li>・児童養育システム</li> <li>・保育所入所AIマッチングシステム</li> <li>・遠隔医療情報提供システム</li> <li>・デジタル教材</li> <li>・GISシステム</li> <li>・健康管理アプリ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自治体DX推進計画」に記載の「特に国民の利便性向上に資する手続」とされた手続（付帯、子育て等）については、令和4年度末を目処に、マイナンバーからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にすることを目指す。</li> <li>・上記以外の手続については、オンライン申請システム（Logoフォーム）を活用して、オンライン化に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての手続を一挙にオンライン化することは工数的に困難であること</li> <li>・一部の利用者はシステムの使い方が分からず、オンライン化の意義がないこと</li> <li>・各課任せとなっている、方向性や手順が示されたものがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル行政推進法の基本原則等をどのように進めていくか。</li> <li>①デジタルファースト、②ワンス・オンリー、③コネクテッド、④ワンストップ</li> <li>・手続の優先度をどのように設定するか（今年度11月頃から全庁的な取組を実施する予定）</li> </ul>	現状の手続きのオンライン化数	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）</li> <li>・デジタル手続法（令和元年法律第16号）</li> <li>・自治体DX推進計画（総務省）</li> <li>・自治体の行政手続のオンライン化に係る手冊書【第1.1版】</li> </ul>	全課対象

目的	取組の方向性	取組により実現したいこと	取組事項	①取組のビジョン	②想定する実施事項	③取組の現状	④ビジョン実現に向けた阻害要因	⑤懸念事項	現状確認の可否	国動向との整合（要請） 実施機関	実施担当課	
デジタル技術により実現される利便性を実感でき、安心して生活や事業を営める			施設・窓口のオンライン予約の整備	利用者が訪問不要で公共施設を予約できる	検討中	検討中	・「市民」であることをオンライン上で証明することが難しい		検討中	—	検討中	
		必要とする行政サービスをタイムリーに受けられる	一人ひとりのニーズに合った情報・行政サービスの提供	経営研にて仮説 構築 しなくても必要な情報を得られる	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	—	検討中
		情報発信（HP、LINE）の多様化	・手続きや届け出に必要な情報に簡単にアクセスすることができ ・行政情報市民や来街者が負担なく（ストレスを抱えることなく）必要な情報を得られる。	市民がストレスなく得たい情報を得られる情報発信体制を整備する。 【公式HPの充実化】 ・誰もが見やすく、必要な情報に簡単にたどり着けるホームページを整備する。 【情報発信プラットフォーム（LINE）の機能強化】 ・既存の那覇市公式LINEの機能を強化する。 【SNSを活用した情報発信】 ・Twitter、Instagram等の媒体を活用し、情報発信受取の選択しを広げる。	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	—	検討中
		必要とする行政情報をいつでも、どこでも簡単に得られる	誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる環境の整備	・高齢者がスマホ不要でデジタルの恩恵を享受できるようにするため ・高齢者がスマホを使いこなすことで、より便利な生活を送れるようにするため	スマホの所有の有無に関わらず、誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる環境を整備する。 ■スマホを持っていない市民に対する取組 【ITを活用した予約・検索代行サービスの立ち上げ】 →調べものをしたい、検索はないがオンラインで予約したい等、日常的な問い合わせ、電話や対面相談・代行してもらえらる窓口の設置 【「庁内」の好事例開示】 →DX推進室が、各課の好事例を取り上げ、その取組と汎用的に使えるナレッジを全庁的に共有する。 例）高齢者のコロナワクチン接種予約を親族に代行してもらうため受付開始日を休日を設定、等 ■スマホを使いこなせていない市民に対する取組 【民間事業者と連携した講習会の開催】 ・スマートフォンを身近なデバイスとして利便性を体感できる講習会を実施する。モバイル端末を所有していない方やオンライン手続きに苦手意識がある方へ、オンライン手続や相談ができる環境づくりについて検討を進める。	■スマホを使いこなせていない市民に対する取組 ・公民館等での各種講座の実施 ・NTTドコモとの連携によるスマートフォン等活用口番の実施	・スマホを持つ必要がない市民、経済的な事情等でスマホを持っていない市民は一定以上の割合存在するため、全市民がスマホを使いこなせるようになることでデジタルデバイスが解消される、という前提の中で取組を実施しても大きな効果は得られない。 ・スマホ教室に訪れる市民は限定的であるとともに、1度教室を訪れただけで操作を修得できる市民も限定的であるため、スマホ教室だけでデジタル技術を使いこなすようにするのは困難。	・どこまで設定するか、スマートフォンの使い方がいかに広く深い内容にとどめるか、個々の状況や性質に応じた対策をうつのか、どのような対策を必要とするために住民に対してプログラミングが必要	—	検討中		
		市民の取組や、取組に基づいた理由や根拠を知ることができる	EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）の促進	市民が政策に対して安心・信頼できるようになる	【エビデンスに基づく政策決定・評価】 →政策立案の過程で取得したデータや既存のデータに基づいて決定・評価を行うしていく。 【データ人材の確保・育成】 →データ分析のノウハウを有する人材を育成する。 【BIシステム導入の検討】 →EBPM促進のツールとしてBIシステムの導入を検討する。 【パイロット事業の立ち上げ】 →組織的にEBPMの実践プロセスと、EBPMを実践する上で必要な要因を学ぶために、パイロット事業を2〜3つ立ち上げる。 →パイロット事業の立ち上げに関しては、DX推進室が所管課に対象事業を尋ねるとともに、EBPMの実践を支援する。 【EBPM実践に必要な能力開発】 →統計分析スキル、効果検証スキル等、EBPMの実践に必要な能力を研修等を通して開発する。 【データ活用・EBPM推進相談窓口の設置】 →市民からの問い合わせに対応する窓口を各課に設置する。	・EBPMの推進を全庁で一体的に推進する方向性を示したものはなく、それぞれ部署で個別に実施している。（取組の詳細までは把握していない。） ・多くの政策は、立案時にその政策の成果と、政策との因果関係を評価する仕組が用意されており、エビデンスがない。	・取組を推進する方針がない。 ・統計分析を担う人材が少ない。 ・データを分析して政策を決定・評価する組織としての意識が低い。	・どのような業務が適しているのか、性別別に整理された情報や事例があると進めやすい。	—	検討中		
	自ら地域の課題解決や地域づくりに参加することができる	デジタルを活用した公民連携事業の推進	・公共性が高い取組を実施しようとしている市民を那覇市がデジタルの側面から実行を支援する。公共性が高い取組の担い手となる市民を那覇市が募ると、公民が連携することで市民向けサービスを充実させるため。	【開発コミュニティの組成】 →行政、民間事業者、第三セクター等から組成される開発コミュニティの設置 →システム開発に関する相談や、民間のニーズ調査などの相談事項を共有する場として設置する。想定するケースは以下。 ・那覇市側から相談事項を発信するケース ・市民から寄せられた相談事項を那覇市が付議するケース ・事業創発から那覇市に対して相談事項を持ち込むケース 【公民連携事業に対する支援】 →市民からの公共性の高い事業等の立ち上げの相談に対してDXの立場から支援をする。また、那覇市側から公民連携事業の担い手になる市民を募集する。 例）市民から寄せられた、「子供食堂を立ち上げたい」という相談に対して、デジタル技術の観点から「フードシェアリングのシステムを導入して仕入れコストを下げるべき」、「子供食堂マップの作成を技術コミュニティに付議する」等、事業化や事業効率化に向けた助言・提案を実施する。	・市民団体等に対して、ニーズや困りごとをヒアリングして、（デジタルに限らず）支援のあり方を検討している。	・各所管課において重要視されている取組ではないものの、市民団体等のニーズをヒアリングして、助成金などの申請方法を伝える等、市民が実施したい公共性の高い取組を支援する活動は、庁内で定着している。	—	検討中	—	検討中		

目的	取組の方向性	取組により実現したいこと	取組事項	①取組のビジョン	②想定する実施事項	③取組の現状	④ビジョン実現に向けた阻害要因	⑤懸念事項	現状確認の可否	国動向との整合（要請） 実施機展	実施担当課
		官民が保有するデータを活用し、暮らしの質の向上に繋がる	オープンデータの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）における責務付けへの対応</li> <li>市民参加・官民協働の推進を通じた課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化</li> <li>行政に対する透明性・信頼性の向上</li> </ul>	<b>オープンデータの公開を推進する</b> 【オープンデータ公開ページの整備】 →利用者が容易にデータを取得できるようにするため、オープンデータ公開ページの導線等を整備する。 【実用性のあるオープンデータ数の拡充】 →各種団体からのニーズが大きいものを優先的にオープンデータ化する。 →具体的には、以下のステップで取組を進める。 1. シビックテック団体や民間事業者等からのニーズ把握 2. ニーズを踏まえて重点的にオープンデータを推進する分野を設定 3. データ加工及びサイトへの公開 【例外で管理される公共性の高いデータのオープンデータ化】 →那覇市以外の団体や民間事業者が保有する公共性の高いデータのオープンデータ化を推進・支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市公設HP上に20のデータを公開している。</li> <li>データを保有する各課へ公開を促している（不定期）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンデータ公開の必要性を十分に共有できていない。</li> <li>データが何に活用されているか分からない。</li> <li>データの更新や二次利用のための加工に負担がかかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのように推進を高めていくか。</li> <li>他取組事項と比較して、優先度が低い印象も受けやすいため取組を強化していくか。組織が疲弊しないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの取組の総括</li> </ul>	—	DX推進部局 （DX推進室） 全課対象
			データ連携基盤のユースケース検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種の行政サービス等をより高度かつ質の高いものに変えていくためにデータを利用する</li> </ul>	<b>市民生活の質向上に資するデータ連携基盤のユースケースを検討する</b> 【データ連携基盤（都市OS）の導入に向けた検討】 →民間事業者との協力により官民が保有するデータを活用し、暮らしに必要なサービスを提供するデジタル基盤（データ連携、認証・決済など）のユースケースについて検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状は取り組んでいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携基盤を利用した有用なサービスがどのようなものであるか、誰も見ていないため。（※先行事例や確認がない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組を進めていくための人員を確保する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進地事例の取得</li> <li>県内自治体の動向整理</li> <li>国の動向整理（公助の部分）</li> </ul>	—	DX推進部局 （DX推進室） 全課対象